

表2-144 郵便基本料金

年 次	封 書	葉 書
明治六年	二 錢	一 錢
明治一六年	二 錢	一 錢
明治三三年	三 錢	一 錢
明治四四年	六 錢	一 錢五厘

和二年郵便物と同様に扶桑局の管轄にはいった、電話は、本町の南部地域は布袋局に、北部地域は扶桑局への加入が主体で、河北地域では羽黒局に入り、同一町内において属する局が異なり不便をかこっていた。

一、郵 便

明治四年、新式郵便制度により郵便業務を取扱う郵便役所が設けられ、愛知県下でも同七年には四九か所に設置された。本町域でも大口郵便受取所という名称で設置され、郵便業務の取扱いがはじまつた。当初、この郵便受取所は現在の無集配特定局なみに、郵便物の引受、切手販売、為替、貯金業務などを行うにすぎなかつた。

その後、当郵便局は明治末期から大正初期にかけての郵便制度の拡張にともない、歳出入取扱い業務をはじめ、簡易保険業務、国庫金取扱い業務などを主に金融業務が加わって機能が充実し、本町域の郵便業務の唯一の取扱い機関として重要な役割を果たした。

二、電 信

明治五年、電信取扱規則、および電信条例が制定され、各地に電信局が設置され、電信業務が開始された。明治一八年に通信省の創設とともに電信・郵便業務が同省の管轄となり、電信が郵便局で取扱われるようになつた。

三、電話

明治三二年二月電話事業を官憲で行うことが決定され、同年四月に電話交換規則が制定されて電話交換業務が始まりた。その後業務は全国各地に拡張されて、明治三六年までには全国の主要都市で行われるようになった。愛知県では明治三十一年一〇月に名古屋電話交換局が創設されて交換業務が始まつた。

第五項 教育

この項は、大口村誌の記事を主体としたため、使用漢字は当時のまま掲載する。

寺子屋 江戸時代末期から明治初年にかけて、開設されていた寺子屋は『大口村誌』によると十九塾を数え、つゞきの表のようである。

入塾を「手習いにあがる」といい、子弟が七、八才になると二月の初午の日に、父兄に伴われて寺子屋に赤飯を持参してあいさつをし、翌日から他の子弟達とともに通つた。入塾すると母の里から祝いとして、短冊形の机と文庫とを貰つたものである。

授業のようす 教科目は塾によつて多少の相違はあつたが、「読み」「書き」「珠算」の三科目が普通であり、主に「手習い（習字）」が中心教科であつて、「いろは」「苗字づくり」「村づくり」「国づくり」「千字文」「消息文往来」「百姓往来」「商売往来」や、師匠の書いた手本によつて反復練習させた。読書は「経書」の類を授け、これまた反復誦讀が課せられた。珠算も一通りは授けた。また、授業は出席した者から行い、午後は遠方の者から帰宅させるというのが普通であつた。休日は五節句と盆・正月のほかにはなく、師匠にさしつかえあるときは、高弟が代理した。

卒業及修業 修業年限がないため、卒業という規則的な事もなく、父兄や子弟の自由で入退した。なかには二年三年と通つて教えを受ける者もあつた。

師匠への謝礼、入塾の時に親が赤飯菓子を持つて行き、菓子は友達に分配した。毎年盆と正月には御礼として、金一朱（六錢二厘五毛）から二朱位を紙に包み水引をかけて持つて行くのが普通であつた。が、多くの者はこのほかに五節句に赤飯、餅等に一朱位をつけてお礼をした。その他「お初穂」といつて野菜類を時折師匠の許に贈つた。

師匠の方では紙筆等を「おうづり」として生徒に与えた。

明治五年、学制が公布され義校が誕生したが、そのほとんどが寺子屋を前身としていたことは意義深い。

明治前期の明治五年八月政府は、「むらに不学のいえなく、いえに不学の人なからしめん」ことを期して「学制」を

学校教育

公布した。学制では全国を八つの大学区に分けた。愛知県は第二大学区に属し、明治六年五月太政官の布告により、第一から十中学区に分けられ、当時の丹羽郡は第二中学区に組み込まれ、六十八の小学校を設立することとなつた。当時の学校は義校とよばれ、競つて高尚な名を付けた。

本町域に設置されたものは、つきの五校である。

校名	位置	設立年	通學區域
肝銘學校	大屋敷(長松寺)	明治八年	外坪・大屋敷
集義學校	豊田(御供所)	明治五年	豊田・秋田ノ一部(傳右工門新田以外)
顯誠學校	下野(寛王寺)	明治五年	河北・下野
博文舍	小口(妙徳寺)	明治五年	小口
余野學校	余野(徳林寺)	明治五年	余野

明治六年一二月、愛知県にはじめて小学校規則を制定して、小学校を上等・下等に分けて修業年限をそれぞれ四か年とし、各等を八級に分けて半年毎に進級させることとした。

児童は六才より十四才までの者を届出させ

て、入学を督励した。下等小学の教育内容は綴字、習字、單語、会話、読本、修身、手紙文、文法、算術、養生法、地学大意、体術、唱歌の十三科目であつた。

そして上等小学では、史学大意、幾何学、図大意、化学大意が加わり、土地の事情によつては、外国语、記簿法、画学、天球学なども教授した。

当時の教員の月給は一円、一校の経費は一ヶ月三円くらいだつた。また生徒の授業料は上等は六錢二厘五毛、下等は一錢と区別されていたが、下等小学四年のみ修業という生徒がほとんどで、上等小学へ進む者はごくまれであつた。この学制は秩序整然規模広大であったが、欧米直輸入のものであるため、わが国情に適せず、しかも政府が実施をあ

第1節 明治・大正時代

算術科 筆 算 題 積 叢	科 方 讀			科 身 修			校名	位 置	設立年	通學區域
	小 學	連 語	讀 本	科	身	修				
河北學校	余野學校	余野學校	余野學校	河北妙智庵	河北妙智庵	河北妙智庵	秋田學校	秋田學校	秋田學校	秋田學校
筆 算 題 積 叢	同	同	同	河北妙智庵	河北妙智庵	河北妙智庵	豐田學校	豐田學校	豐田學校	豐田學校
一・二・三、三冊	三	一冊	明治七年五月	一・二・三、三冊	明治十年三月	明治七年八月改正	大屋敷學校	大屋敷學校	大屋敷學校	大屋敷學校
明治八年十二月	明治八年十二月	明治八年十二月	明治八年十二月	明治八年十二月	明治八年十二月	明治七年八月改正	外坪學校	外坪學校	外坪學校	外坪學校
田澤昌永編	文部省	文部省	文部省	田中義廉編輯	田中義廉編輯	田中義廉編輯	小口學校	小口學校	小口學校	小口學校
田澤昌永	愛知師範學校	田中吉登	田中吉登	鈴木吉兵衛	鈴木吉兵衛	鈴木吉兵衛	河北學校	河北學校	河北學校	河北學校
静岡西草深町	田澤昌永	東京麻布新縫町	名古屋京町	名古屋京町	名古屋京町	名古屋京町	河北妙智庵	河北妙智庵	河北妙智庵	河北妙智庵

初等科（中等科・高等科畧）

治一五年六月に「愛

知県小学校教則」を

定め、教科と各教科

の教授要旨を示した。

また「小学教科用図

書表」を定めて、教

科別に使用する教科
書を指示した。

せつたため、かえつて庶民の反感を買う結果となり、就学率は減少、あるいは停滞の傾向を示した。

明治九年五月に至り、県は管内小学校の名称が区々にわたらるのを改め、地名に象つて付けることにした。当時本町内の小学校は上の表のとおりである。

文部省は明治一二年に新しく「教育令」を公布したが、翌一三年には「改正教育令」を公布した。愛知県では明

明治中・後期の学校教育 明治一九年に「小学校令」が公布され、富国強兵を目指した国民教育を進める学校制度が発足した。これにより小学校は尋常・高等科各四か年とし、六才より十四才に至る八か年を就学義務の学齢と定め、尋常科への就学を義務とした。ただし地方の状況によつては、尋常科の代りに小学校簡易科（三年）の設置を認めた。栗栖・池野野・小折等に簡易科のあつたのはこの時である。

愛知県では、この小学校令にもとづき、明治二〇年三月「小学校設置区域及位置」を改定した。その結果統廃令により約二分の一の校数に減少した。

当時本村内にあつた尋常小学校は次の通りである。但し当時余野の児童は柏森尋常小学校に通学していた。

學校名	位 置	通 學 區 域
小口尋常小學校	中小口（小口・神社境内）	小口
富成尋常小學校	二ツ屋	河北、外坪
太田尋常小學校	龜田（八剣社隣地）	秋田、豊田、大屋敷

高等小学校は明治一八年に創立された。丹羽、葉栗郡公立涵養学校が小折村にあつたので、そこへ通学していた。

当時の教科目、教授時間数は現在とあまり大差はないが、教育の方針

は基督教精神を中心に、あるいはキリスト教を中心すべしと主張するなど渾沌としていた。方法においても旧態依然とした伝統的な方法をとる者もあれば、歐米の方式をとる者もあり、混迷の状態であつた。

同二三年には、明治天皇の写真（御真影）が全国の学校に配布され、同二三年には教育勅語の発布、つづいて翌年には全国の学校に教育勅語の写しが配布され、教育勅語中心の教育が行われるようになつた。この御真影、勅語の下賜によって、祝日、大祭日には両陛下の御真影に対して最敬礼を行い、陛下の万才を奉祝する儀式を行うように定められた。

教育勅語発布により、國家主義教育が推進されることになった。

小学校は児童の心身の発達に留意して、道徳教育および国民教育の基礎ならびに、将来の生活に欠くことのできない、普通の知識、技能を授けるのが目的とされていたが、特に道徳教育は皇室中心で、君に忠、父母に孝、長上を敬うといった内容を教育のねらいとしており、学校教育の方針も一定してきた。

このように小学教育もしだいに進展し、師範学校も鋭意教員の養成を期して、小学校教育改善に努力した。

たまたま同一七年日清戦争が起こり、その結果、教育の必要を痛感して就学児も増加した。

明治二三年には小学校令に改革が加えられ、義務年限の二年または四年というのをすべて四年と限定し、教科を改

め漢字を制限し、字音仮名づかいを改めて文字の修得を容易にした。また授業料を徴収しないのを本体とした。

教科書も同三六年から文部省で著作することになり内容の統一改善、価格の低廉化等により父兄の負担も軽くなつて就学に好影響をおよぼした。

同二八年日露戦争に大勝し、国民教育の重要性が一段と高まるにつれ、同四一年三月、義務教育年限が六か年に延長された。これにともなつて本町の小学校もつぎのように改められた。

旧校名	新校名	位置	通学区域
太田尋常高等小学校	大口第一尋常高等小学校	豊田字善鍬	秋田、豊田、大屋敷
小口尋常小学校	大口第二尋常高等小学校	小口字城屋敷	小口、余野、河北、外坪
富成尋常小学校			

なお、太田尋常小学校は明治二二年設立されたものの、校舎は依然として三か所に分れていた。明治二十四年濃尾大震災により、秋田、豊田、大屋敷の二校舎は倒壊したので、豊田の旧敷地に校舎を新築して、完全に三大字の児童は一か所で学ぶこととなつた。明治三五年高等科を併置して、太田尋常高等小学校と改称し、小折へ通学していた高等科児童は本校で学ぶようになつた。

明治四〇年の改正で、尋常小学校の教科目は、修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操、裁縫を必須とし、手工を加設

科目とした。高等小学校では加設科目を手工、農業、商業、英語とした。同時に尋常小学校では、低・中・高の学年に応じた週時間数を設定した。

教科書は明治一六年以後認定制度をとつてきたが、明治一九年から検定制度となつた。明治三三年にこの検定制度の大改定があり、仮名の字体、仮名づかい、漢字使用の範囲なども定められた。明治三六年から国定教科書制度が規定された。愛知県では、三七、三八年以後、修身、国語、歴史、地理、算術、図画の国定教科書を用いた。明治四二年に第二次の国定教科書が改定された。ハタ、タコ、コマ読本はこの第二次の国定尋常小学読本である。新学期が四月から始まり、年間三学期制になつたのは、明治三四年からであつた。

『明治四一年度学級別児童数』

		第一尋常高等小學校		第二尋常高等小學校		第七學級		第一尋常高等小學校		第二尋常高等小學校	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
六	五	三一	二五	二二	一一	三七	七	四〇	四〇	四三	一
四〇	三六	三六	四二	一七	二七	二六	七	二七	三八	四五	一
三六	三六	二六	二四	四〇	四〇	二六	二五	四〇	九	三〇	二三三
一四	一四	一三	二八	一〇	一〇	一三	一三	一	一	四六	一九四
※学齢児童数		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
三〇六		一一九	一一九	四一五	四一五	二七七	二七七	二七	二九	三〇	三〇
		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名

大正期
の教育

明治時代の教育は制度上の改革が何度も行われ、教育の内容や方法についても幾度遷したが、大正期になつてようやく安定し、その内容も充実向上するようになつた。大正三年七月に第一次世界大戦が勃発し、大正七年までの五か年の大戦により、わが国も思想上、政治上、経済上に受けた影響は甚大なものがあつた。

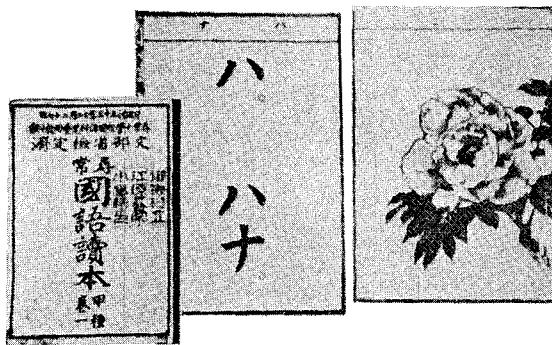


図2-96 古い教科書

教育の面では、大正デモクラシー、民主主義を基調にした自由教育、創造教育全人教育など児童中心の多彩な教育思潮が起り、とくに第一次世界大戦が科学戦といわれたほど、飛行機、戦車、潜水艦、毒ガス等の科学兵器が用いられたことが刺激となつて、科学の進歩発展をめざす理科教育が推進されるようになつた。

また、教育勅語が教育の指導精神となつて、愛国的な国家思想の普及公民教育の育成も政府は強調した。

また一方、智育偏重の弊害をとり除くためと、精神修養のために体育が奨励され、肋木が各学校の校庭に設備され、跳箱や平均台などの体育器具が使われるようになつた。

当時の児童は、かすりの着物に前掛をつけ、布のかばんを肩から掛けた。または風呂敷に用具を包み腰に結びつけ、ワラ草履をはいて通学した。しかし三大節の式典（四方拝、紀元節、天長節）には袴をつけ下

駄をはいて式典に参列した。

大正七年に第三次の国定教科書改定が行われた。改定教科書の内容には、大正期の児童本位、自由、個性を重んじた点が見られる。ハナ、ハト、マメ、マスの尋常小学国語読本はこの改定による教科書である。

第一次世界大戦後のわが国の経済は一転して不況となり、社会不安は関東大震災（大正一二年）によりさらに増大した。大正一二年「国民精神作興に関する詔書」が発布され、軍事教練の強化、学生運動取締りなどがおし進められた。

大正一三年に郡役所が廃止され、郡視字は県視字に変わった。郡内では学校を指定した教育講評会が実施され、さらに成績を評価するための郡統一考查も行われるようになり、各学校における教授法の研究も盛んとなり、実質的な教育の進展を見た。

なお、大口村の各小学校を卒業し、中学校に進学するものは多くは名古屋に出たが、大正八年に一宮に、同一四年に小牧に中学校が開校され、同一五年には古知野に滝寒業学校が創立されてからは、追々とこれらの学校に入学する者が多くなつた。また、女子は犬山高等女学校（大正二年設立）丹羽高等女学校（大正一〇年設立）に入学する者が年とともに多くなつた。

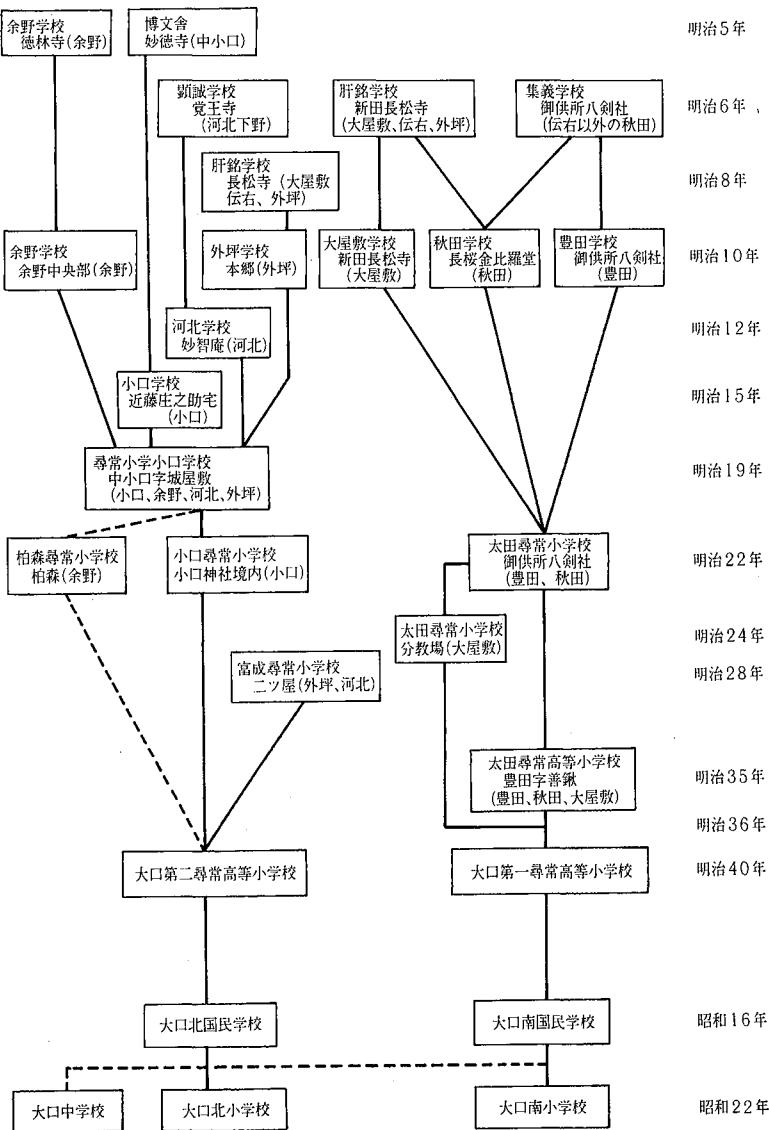


図 2-97 学校の沿革

(一) 大口第一尋常高等小學校

一、位置 大口村大字豊田字善鍬

一、創立 明治四〇年五月一日

太田尋常高等小學校をそのまま繼承して改稱したものである。明治四〇年併合の實施せられた町村では、児童の通學區域が變更せられた學校が多いのに、本校のごときは稀な例である。

明治五年學制頒布後御供所八劍社東隣の地に集義學校が設立され、いまの豊田の全部と秋田の大部（傳右工門新田以外の部落）の子弟を収容し、大屋敷新田長松寺内に肝銘學校を設けて、大屋敷全部、傳右工門新田、外坪の子弟を教育した。

明治九年秋田、豊田、大屋敷の三村が制定せられ、各村に學校を設立した。すなわち秋田學校は長櫻金比羅堂に新設され、豊田學校は集義學校を、大屋敷學校は肝銘學校をそれぞれ改稱して同じ位置に設置せられ各村内の児童を教育した。

こうして明治二三年太田村が設立されるまでこの形勢で教育が續けられたが、とくに大屋敷學校は一時長松寺より通稱お天神といふ本郷東方の地に移ったこと也有つたが、明治一七年倒壊したので再び長松寺へ戻つた。

その當時の職員を調べてみると。

豊田學校 花橋辛一（河北書家） 江崎又七（小牧） 小川吉太郎（岩倉） 萩野又平（千秋） 服部、不破

大屋敷學校 高野 英（熊本縣人） 杉本某、松本敏行、加藤壽三郎、野田正昇、丹羽祐一、前田艶逸、能澤某、

駒田善一

秋田學校 小川吉太郎、鈴木徳三郎

明治二二二年三村合併して太田村が設置され、同時に太田尋常小學校設置されることとなり、舊豊田學校に三大字の兒童を収容することに決定したが、通學距離の關係上紛争を生じた。

明治二十四年濃尾震災に當り校舎が倒壊したので、ついにすべてを氷解して豊田學校の舊敷地に校舎を新築して完全に

合併が實行された。校舎の關係上當分大屋敷學校を太田尋常小學校分教場とした。

明治三五年新たに豊田字善鍬に敷地を選定し、當時としては堂々たる校舎を新築して移轉した。愛知縣から設備優良の故をもつて表彰を受けたのは當時のことである。



図2-98 第一尋常小学校校舎

に全兒童を収容した。

明治三九年一〇月町村の合併實施され、太田小口富成の三村及び柏森の一部をあわせ大口村が設けられた。ここにおいて太田尋常小學校の組織をそのまま大口第一尋常高等小學校と變更し爾來今日に至った。

本校重要記事

一、明治三六年太田村大字豊田字善鍬に校地を設定し、桁行三十一間梁間四間三尺、兒童昇降口二か所の校舎を新築した。教室六、宿直室一、教員室一、應接室一、を備えた。校地北部用水に接し更に裁縫教室一棟（炊事室を備える）便所二棟を建築する。校地面積七百十七坪。これを太田尋常高等小學校と稱した。

一、明治四〇年五月一日太田尋常高等小學校を大口第一尋常高等小學校と改稱す。通學區域（秋田、豊田、大屋敷）職員兒童等何等變化なし。

一、明治四二年四月校舎狭隘につきさりに五十二坪の地を借り入れ桁行十間梁間四間三尺の教室一棟を増築し全年一月三日天長節の佳辰を以て竣工式を舉行した。

一、明治四四年四月運動場狭隘のため三百二十九坪を借り入れた。

一、明治四四年八月校舎狭隘のため桁行十六間梁間五間の教室一棟を増築した。

一、右校舎は全年一二月竣工したが大正元年九月二三日當地方未會有の大暴風雨のため崩壊したから、大正二年四月復舊工事をした。

一、大正七年八月用水に面し物置一棟を新築した。坪敷七坪五合。此内譯農具室一坪五合、物置三坪、薪炭室二坪

一、大正八年一月三一日校舎狭隘のため東方に三教室昇降口一ヶ所の一棟を増築した。坪數八十二坪五合

一、大正一三年八月二八日皇太子殿下御成婚式奉祝記念事業として、西門西側に木骨コンクリートの奉安殿を建築した費用は校下一同の寄附による。

一、大正一三年一二月一四日自轉車置場一棟（四坪五合）を建築した。

一、大正一四年四月校地校舎の擴張に着手す。四月一三日地鎮祭を舉行し南方に向つて校地の大擴張をなし、校下村

民の勞力奉仕によりて東奈良子北側の社本耕平所有地より土砂を運搬し埋立工事をした。

七月一五日校村南端に新築校舎の工事に着手し、同年一二月一九日落成した。

教室三、坪數九十三坪五合 附屬建物（便所）六坪

一、大正一五年四月一〇日、明治四四年建築の校舎を新校舎の北側に併列の位置に移轉し、さらに四月一四日、大正八年建築の校舎をその北側に移轉す。九月六日移轉新築に關する附帶諸工事完了した。

一、昭和三年八月舊炊事場を取除き改築擴張をした。坪數五坪、

一、昭和二年一一月御大典記念行事として資金一千三百圓の寄附を受けグランドピアノを設備した。同時に校旗を造る

一、昭和四年五月校地北端用水沿ひの石垣の修理をなし、五十間の板堀を建造す。同年一〇月中に校地西側のトタン堀を造る。

一、昭和六年三月京都在住の賀幡圓心より資金の寄附を受け同年六月正門に鉄扉を建造した。

一、昭和六年一二月大森甚太郎、原しげの兩氏より寄附を受け西通門に石柱及鐵扉を建造した。

一、昭和七年三月卒業生の寄附により正門及玄關間に馬車廻しの岩組を造る。

一、昭和八年二月一日大字豊田社本朝正兄弟より、奉安殿建築資金の寄附申出であり。同時に校下村民より野田村

長の壽像建立の議起る。三月一四日より村民の奉仕によつて、敷地の埋立に着手し多數の樹木の寄附を受け、着工事を進め五月一七日竣工式並に除幕式を舉行した。

一、昭和八年二月二三日社本朝正の寄附により奉安殿竣工記念として、渡邊陸軍大將の筆蹟による忠魂碑を建立した。

第1節 明治・大正時代

歲入出決算表

愛知縣丹羽郡大田村明治三一年度歲入出決算表

歲 入

科 目	歲 出 (經常費)	前年度豫算額	本年度豫算額	歲 入	
				科 目	前年度豫算額
第一款 會 費	役 場 費	四〇五〇〇〇	四四四五〇〇	第一款 雜 取 入	九〇〇〇〇〇
第一款 會 費	第一款 會 費	二〇三〇〇〇	一〇五〇〇〇	一、小學校授業料	九〇〇〇〇〇
				二、不用品賣拂代	九〇〇〇〇〇
				第二款 前年度繰越金	七三〇〇〇〇
				第三款 國庫交付金	一〇〇〇〇〇〇
				第四款 縣稅交付金	一二四〇〇〇〇
				第五款 村 稅	一三〇〇〇〇
				一、地 價 割	一二七五八九八
				二、國稅營業割	五七一—五九
				三、縣稅營業割	三〇〇〇〇〇
				四、戶 别 割	二三四七八三
				五、所 得 割	二八〇〇
				六、反 別 割	一四一—五六
				合 計	一四八一一三八
					一、四〇三四〇四
					附 記

			第三款 教育費	三九九〇〇〇	四二三七〇〇	
		第一項 紹料	三三五〇〇〇	三四九〇〇〇		
		一、職員給料	三四〇〇〇〇	三四八〇〇〇		訓督學由二人雇教員八円一人助役四円一人全金三百五錢
		二、使丁給料	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇		臨時使丁給料
		第二項 雜給	一四〇〇〇〇	一九七〇〇〇		
		一、賞與費	一〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇		生徒二百五十人賞品代
		二、慰勞金	三五〇〇〇〇	三五〇〇〇〇		職員慰勞金
		三、教員恩給基金	一二〇〇〇〇	一二〇〇〇〇		
		第三項 需要品	四五〇〇〇〇	四五〇〇〇〇		
		一、備品費	一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇		
		二、消耗品費	二〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇		
		第四項 常時修繕費	二〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇		
		第五款 救助費	二三〇〇〇〇	三三〇〇〇〇		
		第六款 衛生費	一四〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇		
		第七款 勸業費	三七〇〇〇〇	三七〇〇〇〇		
		第八款 諸稅及負擔	五七九八三八	三〇九八三五		
		第九款 雜支費	一九八〇〇	二九八六九		内八九四八三五布袋町外十ヶ町村組合學校費負擔
合計			一、四八一四三八	一、四〇三四〇四		

明治三十一年四月八日提出

太田村長代理助役

古池太兵衛

學級編成並に在籍児童数

												年次	
												尋常科	學
												高等科	級
												計	數
大正六年	大正五年	大正四年	大正三年	大正二年	明治四五年度	明治四四年度	明治四二年度	明治四一年度	明治四〇年度	明治三五年度	(太田尋常高等小學校創立)	本校分教場二四	(四年制六)
九	九	八	九	九	九	九	八	八	八	九	明治三五年度	(四年制六)	(四年制二)
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	明治三五年度	(四年制三)	(四年制二)
一一〇	九〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九九九	九九九	九九九	八	八	九	明治三五年度	(四年制三)	(四年制二)
四五五	四三七	四二九	四五〇	四五九	四五四	四五五	四五三	四三三	四二九	三〇九	三三三	二四八	兒
六三	四九	五〇	五〇	四五	三八	四二	四二	四二	四九	一二三	一二三	七一	童
五〇八	四八六	四七九	五〇〇	五〇四	五〇四	四九二	四七七	四七四	四六八	三四三	三四三	三三九	計

昭和八年年度	昭和七年年度	昭和六年年度	昭和五年年度	昭和四年年度	昭和三年年度	昭和二年年度	大正十五年度	大正十四年度	大正十三年度	大正一二年度	大正一一年度	大正一〇年度	大正九年度	大正八年度	大正七年度
三	三	三	三	三	三	三	二	二	二	二	二	二	一〇	九	九
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一三	二	二	二						
四三六	四二六	四四三	四四六	四五八	四六一	四六七	四七〇	四六〇	四六五	四八八	四九一	四八六	四九七	四七七	四六二
九三	九三	八二	八四	八九	九〇	八三	七五	八四	七六	七六	六七	五六八	六二	六七	七四
五一九	五一八	五三五	五三〇	五四七	五四一	五五一	五五〇	五四五	五四四	五四一	五六四	五五八	五四四	五四九	五三六

(二) 大口第二尋常高等小學校

一、位置 大口村大字小口字城屋敷

一、創立 明治四〇年五月一日

一、沿革 本校は小口尋常小學校柏森尋常小學校富成尋常小學校の廢合によりて創立したものである。小口尋常小學校は明治五年に創立され、小口村における子弟若干を集めて妙徳寺に於て授業を開始した。しかし學校というは名のみで、寺小屋ともいうべきものであつた。同五年學制頒布あり。同一五年近藤庄之助本宅にうつり同一年に至り尋常小學校と改稱し、小口、余野、河北、外坪をもつて聯區とした。しかし河北、外坪の生徒は分校に通學し、この校には小口、余野の生徒のみ通學したものである。明治二〇年城屋敷に新築して小口尋常小學校と校名を改めた。富成尋常小學校は明治二八年小口尋常小學校の聯區であった河北、外坪合同して二ツ屋に開校したものであり、余野區は明治二三年小口尋常小學校より分離して、柏森尋常小學校に合したものである。明治四〇年五月一日にいたり明治一九年開校の小口尋常小學校聯區の小口、余野、河北、外坪の四區は複又合同して、大口第二尋常高等小學校を城屋敷に開校し現在に至るものである。

舊小口村（本校沿革史による）

一、明治五年學制頒布により中小口組に小學校博舍を創設した。妙徳寺本堂を校舎に假用し、同寺住職尾關亮堂校長となる。

一、本村中小口近藤庄之助氏の本宅を購入して校舎に充用した。（明治一五年）
一、明治二二年本村中小口組字城屋敷、小口神社の附近に校舎を建築して移轉した。（舊河北仙田屋倉庫の改造）尾

藤昌章が校長となる。明治四〇年まで勤続。高等科は最初犬山町に布袋町に後柏森高等小學校の組合に加入した。

舊 外 坪 村

- 一、明治八年大屋敷村と組合して肝銘學校を創設して、長松寺を校舎に假用した。
- 一、明治一〇年本村字本郷に外坪學校を建てた。

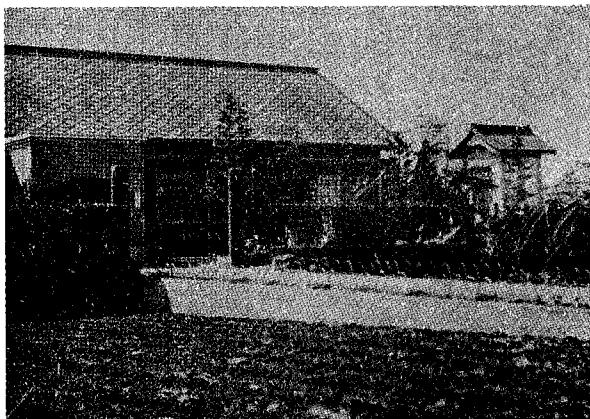


図2-99 第二尋常高等小學校校舎

一、明治一九年小口、河北、余野及本村との組合で尋常小學小口學校を建てたが生徒は外坪分校（本郷今の中青年會場）で明治二七年迄教育した。

一、明治二三年河北村と合併して富成村となつた。

一、明治二八年富成村二ツ屋に校舎を新築し、明治四〇年に至り、高等科は最初布袋に柏森に最後は羽黒高等小學校（明治二七年五月組合、明治四二年三月分離）の組合に加入した。

舊 河 北 村

一、明治六年河北、下野兩村聯合して顕誠學校を創立し、覺王寺を校舎に假用した。翌七年遠隔であるため本村妙智庵に顕誠學校分校を建設した。

一、明治一九年小口、余野、外坪及本村の四ヶ村組合して小口村中小口字城屋敷に尋常小學小口學校を創立したが、生徒は依然河北分校

（妙智庵）に通學した。

一、明治二三年外坪村と合併して富成村となつた。

一、明治二八年富成村二ツ屋に學校を新築した。明治四〇年に至り高等科は最初犬山町に、のちに羽黒高等小學校（明治二七年五月組合、明治四二年三月分離）の組合に加入した。

舊余野村

一、明治五年學制頒布により學校を建設して、徳林寺を校舎に假用した。

一、明治一〇年本村の中央部に校舎を新築移轉した。

一、明治一九年小口村と組合して尋常小學校に通學した。

一、明治二三年八月柏森村に組合して柏森村となると、明治一〇年建設の校舎を大字柏森に移轉し以て明治四〇年に至り高等科は布袋町に犬山町に組合し後に柏森高等小學校に通學した。

本校の重要な記事

一、明治四〇年五月一日本校を開校し、兒童の集合したものは旧小口尋常小學校及富成尋常小學校および柏森尋常小學校の余野部である。

勿論校舎がないから旧小口尋常小學校及舊小口村役場廳舎を假校舎として、大字小口及余野の尋常科兒童と高等科一學年兒童とを収容し、旧富成尋常小學校には大字外坪および河北の尋常科兒童を収容した。

高等科第二、三、四學年兒童は柏森高等小學校及羽黒高等小學校に委托した。なお兒童収容上支障があり大字小口下組白山神社附近の民家を借りて尋常科第三學年の一部を収容した。學校長として旧小口尋常小學校訓導伊藤

幸次郎就任し、そのほかは多く旧小口、富成、柏森學校より補任した。

校舎は不完全運動場は狹隘器械器具は種々雜多で教授上訓育上の困難は想像の外であった。

一、校舎敷地としてすでに大字小口字中組城屋敷の地が指定されて居り、校舎の建設は焦眉の急なるも旧富成の分離問題そのほかのため、村會の決議は成立しなかつた。

一、明治四一年三月尋常科第一回卒業生を出した。

一、明治四一年四月委托せる尋常科兒童を收容した。假校舎の狹隘その極に達し、尋常科第一學年に一部教授制を採用した。校舎一棟新築の決議が成立した。

一、同一〇月新校舎一棟竣工移轉した。よつて二部教授の廢止と富成假校舎の閉鎖を決行した。

一、明治四二年一〇月新築校舎一棟成功した。豫定の建築ができ、同一月三日天長節の佳晨をもつて成功式を舉行した。學校通學區域内の村民は悉く參堂祝意を表し、撤餅相撲獅子軍樂隊等の寄附があり、知事代理として縣視學の参列ありて終日非常に雜沓した。

一、明治四三年四月一九日設備整頓され兩陛下御眞影を拜戴し即日拜戴式を舉行した。

一、大正一二年七月一三日夜九時半頃宿直室並物置部屋より失火し全棟のみを全焼したよつて新宿直室は同一五日着工一一月三日竣工した。

一、大正一五年六月五日校地二百四十七坪を借り入れ運動場を擴張した。

一、大正一五年七月三〇日物置（運動器具）一棟建築した。

一、昭和四年七月二二日北校舎一棟、奉安殿一棟を建築した。内奉安殿は御大典記念として一般の寄附によつてでき

同時に御大典記念として成功者横濱市酒井定一始め多數の特志者の寄附を得てピアノを設備した。新校舎敷地一
反八畝十三歩

一、昭和八年四月二九日水野住五郎の寄附により奉安殿前の扉を設けた。

一、昭和八年一〇月二〇日萩島出身田山地正三九の寄附によりサイレンを備付けた。

一、昭和八年一一月二日余野出身吉田國弘の寄附により國旗掲揚塔を設置した。

表2-145 丹羽郡大口村教育費予算表

年 次	給 料	職員旅費	慰 勵 金	賞 興 品 費	備 品 費	消 耗 器 費	學 校 醫 管 子 営	校 舎 修 繕
明治四〇年	一三七六〇〇〇	二五〇〇〇	一〇〇〇〇	二九四〇〇	一五〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	三三〇〇〇	四〇〇〇〇
大正元年	四、九〇一〇〇〇	三〇〇〇〇	五〇〇〇〇	六〇〇〇〇	三五〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	三三〇〇〇	一〇〇〇〇
大正六年	五、四〇〇〇〇〇	六五〇〇〇	五〇〇〇〇	八〇〇〇〇	四六〇〇〇〇	三五〇〇〇〇	四七〇〇〇	一六三八〇〇
大正一一年	一八、一〇四〇〇〇	一五〇〇〇〇	五四〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一二〇〇〇〇	三五〇〇〇	三五〇〇〇
昭和二年	二三、二五一〇〇〇	一八〇〇〇〇	八六四〇〇〇	一五〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	一、二〇〇〇〇〇	一六三八〇〇	五五〇〇〇
昭和七年	一三、九八八〇〇〇	一五〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	四〇〇〇〇

表2-146 學級編成並に在籍兒童數表

大正八年 年度	年 次										學 級 數
	尋常科	高等科	尋常科	高等科	尋常科	高等科	尋常科	高等科	尋常科	高等科	
大正八 年 度	二 三	二 三	一 三	一 三	二 三	二 三	二 二	二 一	九 六	六 六	二 二
大正七 年 度	二 二	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一
大正六 年 度	一 四	一 四	一 四	一 四	一 四	一 四	一 三	一 三	一 二	一 〇	七 七
大正五 年 度	六 四 九	六 三 四	六 一 六	六 一 三	五 八 八	六 四 一	六 五 六	六 三 五	六 六 一	五 二 二	四 三 四
大正四 年 度	七 八	八 一	六 八	五 四	五 七	六 三	五 四	七 四	四 六	五 六	五 四
大正三 年 度	七 二 七	七 一 五	六 八 四	六 六 七	六 四 五	七 〇 四	七 二 七	七 三 〇	六 八 九	六 六 三	五 九 八
明治四 五年 度	昭和 七 年 度	昭和 六 年 度	昭和 五 年 度	昭和 四 年 度	昭和 三 年 度	昭和 二 年 度	大正一 五年 度	大正一 四年 度	大正二 三年 度	大正二 二年 度	大正九 年 度
明治四 四年 度	一 五	一 五	一 五	一 五	一 三	一 三	二 二	二 二	一 三	一 二	二 二
明治四 三年 度	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二	三 三	二 二	二 二	二 二	二 二	二 二
明治四 二年 度	一 七	一 七	一 七	一 七	一 五	一 五	一 五	一 四	一 四	一 四	一 四
明治四 一年 度	六 七 六	六 八 八	六 七 九	六 五 九	六 六 八	六 七 九	六 六 一	六 六 八	六 六 五	六 五 一	六 五 六
明治四 〇年 度	一 〇 四	九 八	一 二 一	二 三 五	二 二 五	一 〇 七	一 一 九	一 一 九	一 〇 一	九 〇	七 八
大正八 年 度	七 八 〇	七 八 六	七 九 〇	七 八 四	七 八 三	七 八 六	七 八 〇	七 八 七	七 六 六	七 五 〇	七 四 〇

(三) 實業補習學校

明治二六年文部省令で實業學校規程および二七年徒弟學校規程が定められて、これが設立を奨励せられ、日露戰役後は創立を見たが、本郡においてはまだ一校の開設をも見るに至らなかつた。

本村においても、從來の若衆と唱える時代の青年には修養に關する施設が少なく、風紀上改善を要すること多く、明治三〇年前後において地方先覺者、學校教員、神職、僧侶等の盡力指導によつて、各部落で青年の續書、珠算、談話等の會を催して修養に努めて來た。明治四三年頃大字単位の青年會が設立されるとともに、青年夜學會が設けられ、最初は學科過程等も一定せず、教授者も諸方面から特志者で其の程度も一様でなく、頗る不規則であり、これに充つる經費も定つたものもなく甚だ不完全なものであつた。ついで町村費の補助を受け、小學校に併置せられ、小學校長が會長となり訓導の教授を受ける様になつて一段の向上を見るに至つた。

大口村立大口第一、第二農業補習學校として大正八年一二月九日認可され、大口第一、第二尋常高等小學校に附設された。教授期節は毎年一〇月から翌年三月迄の六か月、教授時間は毎週三夜毎夜二時間で、入學程度は尋常小學校卒業もしくはこれと同等以上の學力ある者に入學を許した。學科目は修身、國語、數學、農業の四科目で、修業年限は尋常小學校卒業生は五か年、高等小學校卒業生は三か年とし、小學校長は補習學校長を兼任し、訓導中から兼任訓導を選任して授業をした。

大正一年三月文部省では實業補習教育の内容改善を圖るため、學科課程を定め、小學校と併設されることを各地方長官に通牒して來たところから、大正一三年三月本縣においても、實業補習學校施設標準を發せられ、これによつて學則を變更し、前期後期に分ち、尋常科卒業生を前期第一學年に、高等科卒業生を後期第一學年に入學せしめ、修

業年限を前期二か年、後期二か年とした。學則變更とともにその名稱より大口村立の文字を削除した。

學科は前期においては小學校教育の學力補習を目的とし、後期においては公民的訓練を主とするとともに實業科目を重視して學科目も公民科を教授することとなつた。従つて教師の數も増し一般家庭の理解と後援を得、内容の充実とともに生徒の出席、學習狀態も著しく向上してきた。

大正一五年一一月青年訓練所の創設により、學則の一部を變更し、新に地理、歴史、理科の學科目を増加した。

表2-47 農業補習学校生徒数の推移

(大口村誌より)

年 度	生 徒 数	
	第一農業補習学校	第二農業補習学校
大正八年度	一一三名	一一六名
〃九年度	一一〇名	一四三名
〃一〇年度	九一名	一一八名
〃一二年度	五八名	七五名
〃一四年度	五二名	七四名
昭和二年	八六名	八九名
〃四年度	八三名	七四名
〃六年	七三名	七六名

大口第一、第二、農業補習学校学則

第一条 本校ハ農業補習学校規程第一条ノ本旨ニ基キ農事ニ從事スル者ニ対シ農業ニ関スル知識技能ヲ授ケルト共ニ國民生活ニ須要ナル教育ヲナスヲ以テ目的トス

第二条

本校ハ大口第一（第二）農業補習学校ト称シ大口第一（第二）尋常高等小学校ニ併置ス

第三条 本校ノ修業年限ハ前期二ヶ年後期三ヶ年トシ別ニ研究科ヲ置ク

第四条 学年ハ毎年四一月日ニ始マリ翌年二月二十一日ニ了ル之ヲ別チテ左ノ三学期トス

第一学期 自四月一日至八月三十一日

第二学期 自九月一日至十二月三十一日

第三学期 自翌年一月一日至三月三十一日

第五条 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、祝日 大祭日 二、日曜日 三、冬季休業自十二月二十五日至翌年一月七日

月三十一日 五、農業休業自五月一日至九月三十日

第六条 本校一学年間教授時数ハ前期学年二百時以上後期学年百九十七時以上トス

第七条 学科課程及毎週教授時数左ノ如シ

		前 期		後 期	
		一 年	二 年	一 年	二 年
農業	作物・蔬菜・病害				
理科					
歴史					
地理					
数学	比例・整・小・分數・歩合算	四	三	同上	一
国語	普通文ノ講説作文				
修身公民	道德ノ要旨				
修業公民	心得				
	修身公民及公民				
	教 程 時				
	教 程 時				
	教 程 時				
	教 程 時				
農業	家畜・土壤・肥料				
理科	自然科学・衛生				
歴史	日本史及東洋史				
地理	世界地理				
数学	日本及支那滿州				
国語	同上及代數幾何				
修身公民	同上				
修業公民	同上				
	教 程 時				
	教 程 時				
	教 程 時				
	教 程 時				
農業	養蚕・果樹				
理科	應用物理・化學				
歴史	西洋史				
地理	世界地理				
数学	○、五	○、五	○、五	同上	一
国語	○、五	○、五	○、五	同上	同上
修身公民	○、五	○、五	○、五	同上	一
修業公民	○、五	○、五	○、五	同上	一
	教 程 時				
	教 程 時				
	教 程 時				
	教 程 時				
農業	経済・法規				
理科	同上				
歴史	近世日本史				
地理	國勢ト世界				
数学	○、五	○、五	○、五	同上	一
国語	○、五	○、五	○、五	同上	同上
修身公民	○、五	○、五	○、五	同上	一
修業公民	○、五	○、五	○、五	同上	一
	教 程 時				
	教 程 時				
	教 程 時				
	教 程 時				

第八条 本校ノ教授日ハ毎週四夜トシ別ニ一年ヲ通シテ毎月二回昼間召集ヲナシ実習ヲ課スルモノトス

第九条

本校ノ前期ニ入学スルコトヲ得ルモノハ、尋常小学校卒業者又ハ之ニ準スヘキモノトシ、後期ニ入学スルコトヲ得ルモノハ、

前期ノ課程ヲ卒ヘタルモノ及ビ高等小学校卒業者又ハ之ニ準スヘキモノトシ、研究科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ、後期卒業者又ハ之ト同等以上の学力ヲ有スルモノトスル

入学ハ四月トシ時宜ニ依リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十一条 退学セントスル者ハ其事由ヲ具シ學校長ニ願出ツヘシ

青年訓練所

実業補習学校は、地域に密着した地味な活動を続けていた中で、勤労青年に職業教育と公民教育のほかにもう一つの要請が加えられた。それは軍事教育であり、その機関が青年訓練所であった。これは、大正末期の軍縮とともに、国防能力の低下を、入営前の青年に軍事教育を行うことによって防止しようとしたもので、大正一五年四月の青年訓練所令によつて設立された。十六才から二十才までの四年間の教育内容が、修身、公民科、普

校印	卒業証書
氏名	生年月日
年月日	右者補習学校ノ課程ヲ卒業セシコトヲ証ス
愛知県丹羽郡大口第一・第二農業補習学校長氏名	印
第七条	生徒心得其他ノ細目ハ別ニ學校長之ヲ定ム
第六条	研究科生ニ対シテハ生徒ノ志望ニ依リ後期學科目中一科目若クハ教科目ニ付學習セシムルモノトス
第五条	授業料ハ之ヲ徵収セス

- 第一条 学校長ハ性行不良ニシテ改悛ノ見込ナキモノニ退学ヲ命スルコトアルヘシ
 第二条 学年ノ終リニ於テ平素ノ成績ヲ考査シテ各学年ノ課程ヲ修了及全科ノ卒業ヲ認定ス
 第三条 卒業者ニハ左ノ書式ニ依リ卒業証書ヲ授与ス

通科、職業科をあわせて四百時間、それに新たに加えた教練が四百時間となゆ、軍事教育の比重をうかがうことができる。青年訓練所は実業補習学校の上位におかれたが、教授内容の重複も多く、また、経済的な理由もあつて、両者の二重制度の繁雑さをさけるため青年訓練所充當実業補習学校が認められた。当初は所内の訓練が多かつたが、しだいに外部に進出し、各地で分行進や演習がくり返され、年々大規模になつていった。

本村においても、国、県の方針に基づいて大口第一・第二農業補習学校に青年訓練所を併置し、同年七月一日に開所した。

大口第一・第二青年訓練所規則は次の通りであつた。

大口第一・第二青年訓練所規則

第一章 目的、名称及訓練期間

第一条 本訓練所ハ青年訓練所令ニ依リ青年ノ心身ヲ鍛錬シテ國民タルノ資質ヲ向セシムルヲ以テ目的トス

第二条 本訓練所ハ愛知県丹羽郡大口第一・第二青年訓練所ト称シ、大口第一・第二農業補習学校に併置ス

第三条 訓練期間ハ四ヶ年トス

第二章 訓練項目、時数及訓練季節

第四条 訓練項目ハ修身及公民科、教練、普通学科、職業科トス

第五条 訓練時数ハ四ヶ年ヲ通シテ修身及公民科百時、教練四百時、普通学科二百時、職業科百時ヲ下ラザルモノトス

第六条 訓練項目ノ課程左ノ如シ（略）

第七条 現ニ学校ニ在学スル者若クハ相当ノ学力アリト認メラレタル者ハ特別の事由アル者ニ対シテハ青年訓練所細則第十一條第十二

条第十三条规定ノ規程ニヨリ一部ノ訓練項目ヲ課セサルコトアルヘシ

第八条 本訓練所ノ每年ノ訓練ハ四月ニ始マリ翌年三月ニ終ル

第九条 訓練季節、訓練日及訓練始終ノ時刻凡ソ左ノ如シ、但シ天候ソノ他ノ都合ニ依リ变更スルコトアルヘシ（略）

第三章 入所、退所、修了及費用

第十条 本訓練所ノ入所期ハ毎年四月トス、但シ已ムヲ得サル事情アルト認メタル者ハ中途之ヲ入所セシムルコトアルヘシ

第十二条 本訓練所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ其ノ年三月三十一日ニ於テ十六才以上十七才未満ノ者トス、但シ已ムヲ得ザル事情アリト

認メタル者ハ十七才以上ニシテ入所セシムルコトアルヘシ

第十三条 本訓練所ニ入所セントスル者ハ義務教育修了後ノ学歴ヲ摘記シタル履歴書ヲ添へ入所願書を差出スヘシ

一、氏名 二、生年月日 三、原籍 四、戸主トノ関係 五、現住所 六、職業 七、学歴

第十五条 本訓練所ニ入所シタル者ニハ所定ノ青年訓練手帳ヲ所持スシムル

第十六条 他ノ青年訓練所ヨリ転所シタル者ハ本訓練所ニ青年訓練手帳ヲ提示スヘシ

第十七条 本訓練所ヲ退所セムトスルトキハ其事由ヲ述ヘ且青年訓練手帳ヲ提出シテ出席席時數其他必要事項ノ記入証明ヲ受クヘシ

第十八条 訓練ヲ受クル者ニシテ住所身分等ニ変更ヲ生シタルトキハ其都度届出ツヘシ

第十九条 所定の課程ヲ修了シタル者ハ左の様式ノ修了証ヲ授与ス

所印
第 号
修 了 證
氏 名
生年月日

右者本青年訓練所ノ課程ヲ修了シタルコトヲ証ス

年 月 日

愛知県丹羽郡大口策一、二青年訓練所主事 氏名

印

第六条 本訓練所ニ於テハ訓練ヲ受クル者ヨリ費用ヲ徵セス

第四章 賞 罰

第九条 本訓練所主事ハ必要ニ応シ訓練ヲ受クル者ニ対シテ賞罰ヲ加フルコトアルヘシ

その経過と状況

日清、日露戦争の後には、青年の活動が旺盛になつて青年会を組織した。その後、しだいに発達して、自治的活動期にはいつたが、第一次世界大戦後、ヨーロッパの各國は、青少年の訓練を重視し、ボーキスカウトの活動を奨励した。これに習つて、わが国でも、青年団活動に加えて、一般公民的訓練をするために青年訓練所を創設することになった。

大口町においても、大正一五年七月一日に開所式を行つた。いずれも創設当時は困難をきわめるものであるがことに、この制度は一六才から二〇才の青年に対しても訓練をするものであることから、青年団、補習学校、消防組等と重複し、加えて、青年の従事する業務や土地の状況が多種多様であることから、入所や出席の督励に困難をきわめた。なお、修了者に対する恩典を与えたので、軍隊の在営年限を短縮するという恩典を与えられたので、軍隊の予備教育と誤解し、特に訓

練を必要とする病弱者や短身な青年は、入所しなくなつてしまつた。また、入所したとしても、徵兵検査の結果が甲種合格にならなかつた者は、出席しなくなるなど、多くの苦心と困難を思わせた。

わが国における青年団組織は、世界最初に作られたものであつて古い歴史をもつてゐる。

大口村青年団 この青年団は、昔は「若い衆」といつて、神事や余興などを受けもつていた。時代の流れとともに、村の世話をしたり、村のために献身的に公共活動をするようになつた。

日清戦争や日露戦争のころには、出征者の送別会や農事の手伝い、留守家族の世話や遺族の慰安などにめざましい活動をした。しかし、一面において、心身ともに変動しやすい青年期に、修養に関する施設が少なく、その上、指導者に恵まれることなく、好ましくない風俗、習慣が生じる弊があつたためこれを改良する必要を生じた。青年の自覚と地方の先覚者や学校の教員などの尽力、指導によつて、明治四〇年ごろには、組織を改めて、「青年会」と改称し、青年夜学を始めた。このようにして、学事の補習や精神修養、体育の向上や社会奉仕などに進歩向上の跡を残した。

大口町においては、大正四年二月一六日、当時の大口村長野田正昇、大口第一尋常小学校長伊藤幸次郎、大口第二尋常小学校長眞野悦次郎などの骨折りにより、従来の各区青年会を友会として、大口村青年会が生まれた。

大正九年、内務、外務両大臣は訓令を発して、青年団の振興を督励し、青年の自治を大いに奨励した。ここ大口でも、会員の中から団長および役員を選出して、会名を改め、大口青年団とし、支部会を支部とした。

大正一二年には、丹羽郡連合青年団、大正一三年には愛知県連合青年団、つづいて大日本連合青年団も組織された。このようにして、青年団の活動が統制されるようになり、きわめて著しい進展をとげた。

本団の目的は、修身、齊家、自治共同、学力補習、体力増進、社会奉仕などであつて、この目的を達成するために、

毎年春秋二回の総会を開催して、名士の講演を聴いたり、力くらべや剣道、陸上競技などを行つてゐた。各支部においても、本団と互いに連絡をとり、その目的の徹底、事業の拡充に努力していく。

豊田支部

明治四三年ごろ、東奈良子青年会、西北組青年会、西奈良子矯風会が創立された。大正二年には、東組青年会、西組青年会が創立された。各青年会とも、青年相互の品性の向上と知識の増進に努力した。大正五年のはじめ、大口第一尋常高等小学校長伊藤幸次郎および東奈良子区長大森源次郎が発起人となり、各組有力者の協議談合によつて、豊田全域を連合一団とし、大正五年一月八日、豊田青年支会を設立した。

大正一〇年二月自治制の大口村青年団が結成され、豊田支部を改称した。綱領として、修身、齊家、自治共同、忠君愛國、社会奉仕をあげ、毎日春期一回定期総会を開き、雄弁会、剣道、力くらべ、マラソン等を行つた。規律厳肅の精神を養うため、大正一五年より団服を制定し、衛生思想の普及に資するため、蚊取紙の原価販売をするとともに生活改善、社会奉仕、体力増進などに努力した。

大屋敷支部

大屋敷支部は、従来本郷青年会が大御堂青年会、幼川青年会と各別に活動していたが、時の流れに順応して、三支会が協議統合され、大正八年には、大屋敷支会となつた。

事業としては、土木事業の請負、夜学大会、夜間作業、共同耕作、納稅告知書の配布、記念貯金、講演会、茶話会、敬老会などを開催した。

大正一〇年二月大口村青年団ができることになつて、支部と改称した。教育勅語、戊申詔書の聖旨と御令旨とを奉

戴して、青年の知徳の向上と心身の鍛練をし、風紀の振肅、自治的、犠牲的精神を養うことを目ざして、青年としての使命を重んじた。

秋田支部

秋田は、宗雲、長桜、替地、伝右、八佐に青年会が組織されていた。時代の要求に応えて、大正八年二月五日これらの小団を統合して、大口村青年団秋田支会を組織した。

事業としては、講話会、研究会、夜学会などを開いた。

大正一二年二月大口村青年団秋田支部と改称し、青年各自の修養と体育の向上、社会奉仕の事業などを行い、資質の向上に努めた。

河北支部

河北は、河北、仲沖、二津屋の各部落に青年会があつて、それぞれに運営していた。その後、時代の要求に応えて統合し、河北支部と称した。丹羽郡で立案された振興案に基づいて、大正一〇年一月に発会した。本会の会員は満二五才以下の団員をもつて、会一切の事務を処理した。顧問には、地域の有力者、公職者を推戴して、支部の発展に資した。

中小口支部

世の進展にともなつて、青年会の必要を感じた有志の発起によつて、明治四三年に設立された。最初のころは、会員から興味をもつて迎えられ、好成績を残した。その後しばらくして、一部の会員の中に惰気がはびこるに至つた。しかし、悪風の一掃と改善によつて、立派な支部に育つた。

会の主な事業は、道路、河川の修繕、敬老会、試作地の耕作、斬髪会などであつた。

余野支部

明治四三年三月一〇日、小学校教育の効果を確実にするため、知徳の修養と身体の鍛練、実業の発達と勤儉貯畜などの精神を養う目的で設立された。そのころは、余野青年会と呼んでいたが、大口村青年会の設立とともに、余野支会と改称された。

事業としては、共同作業、河川の修繕、敬老会、早起き会などを行つていた。その他、在郷軍人と密接な関係を保つて、現役服務中は、家族の農事を手伝い、出征している家族の慰問や諸事の手伝いをした。

大正一〇年、大口村青年団が創立されたことで、支会を支部と改めた。

外坪支部

外坪は、巾、本郷、松山の三支会からなつていた。明治四三年一月、教育および実業の発達、風起の改良をする目的で設立された。各支会で諸事業を経営していた。

大口村青年団が創立されることになつて、三支会協議の結果、統一ができる、外坪支部と改称された。

外坪支部は、在郷軍人と密接な関係にあり、現役服務中の家族に対し、農繁期には手伝いをした。その他社会奉仕や生活改善、体力増進など各自の修養と社会發展に努力した。

下小口支部

下小口には、昔は青年有志会というものがあつた。しかし、途中で中絶の様相を呈していた。大正四年三月に大口

第二尋常小学校長眞野悦次郎が尽力して、誕生をみるに至つた。その後、大正一四年に至り、大口村青年団が組織

されるにおよんで、巾下支会（竹田）を合併して下小口支部と改称された。

大北支部

明治四三年二月上旬に、有志が集まつて、青年会設立を議決し、村内の大賛成を得た。以来、若い衆を廃し青年会を設立するに至つた。そして同月一二日に発会式をあげ、その後数多くの改革が加えられた。

事業としては、共同作業、名士の講演、善行者の表彰、視察などを行つてきた。

大正一一年、大口村青年団が組織されて、青年会を大北支部と改称した。

大口第一女子青年団 男子青年団とともに発達するはずの女子青年団の進展は遅々としたものであつた。しかし、時代の進運により発展した。ある時は、婦人会の一部とし、またある時は女子青年単独で設けられた修養の方面に向かつて活動をすすめた。

大正一一年、大口村南部処女会を設立した。翌一二年には丹羽郡連合処女会が設立されたので、この会に加盟した。

時が流れて、昭和四年一月には大口第一女子青年団と改称し、各大字に男子青年団と並べて各支部を設けた。

大口村北部女子青年団 大正一二年二月、丹羽郡連合処女会が設立され、その会に加盟するに至つた。以来、だんだん活発に活動するようになつた。

昭和三年四月二九日に日本女子青年の意氣を高めるため、新しく規約を設け、名称も大口村女子青年団白梅会と唱え、盛大な発会式をあげた。ただちに愛知県連合女子青年団に加盟して、名実ともに充実した女子青年団に育つた。その後も会員の理解と努力によつて進展し、その活動は盛大であつた。

少年団 青年層の訓練と修養の高まりと相まって教養を身につけようとする声は上下の年令にまでのび、上は戸及び少年 主会、主婦会となり、成人教育等の修養を図り、下は少年団の組織によつて訓練することとなつた。
赤十字団 少年団の団員は、小学校在学中のものであるから、校外における児童の訓練ならびに学校教育を援助する意味の活動が主となつていた。

大口村では、学校が各字単位に通学団を組織するようにしてゐた。上小口、余野、外坪、河北などは、青年団が後援する形で設立されて、夜学会、学芸会、展覧会、遠足会、神社参拝および神社境内の清掃などを行つた。紫の少年団旗のもとに、少年が自発的に、世の中のために活動する姿は目を見張るものがあつた。

昭和六年一〇月、大口第二尋常高等小学校に少年赤十字設置指定を県より受けた。これは赤十字社の保護のもとに学校を単位として、組織されるものであることから、従来の少年団とは趣は異なつていたが、少年団統制のためには好都合であつた。

少年赤十字団の事業は、その精神にのつとり、保健、奉公、博愛の二大標語を掲げ、学校教育の実際化に向かつて努力が重ねられた。